

東京都社会保険労務士会 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年7月1日から令和9年6月30日までの5年間

2 内容

目標1：育児休業後の職場復帰を円滑にするため、育児休業期間中、職場の状況や業務内容に関する情報を提供する。

〈対策〉

- (1) 令和4年7月～ 職員のニーズの把握
- (2) 令和4年8月～ 提供する情報の検討及び決定
- (3) 令和4年9月～ 情報提供の実施
- (4) 令和5年4月～ 提供する情報の再検討

目標2：令和9年6月までに、小学校就学前の子を持つ職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

〈対策〉

- (1) 令和4年7月～ 職員のニーズの把握
- (2) 令和4年8月～ 検討開始
- (3) 令和9年6月 制度の導入、イントラネット等による職員への周知

目標3：ノー残業デーの実施等により所定外労働の削減に向けた取組を行う。

〈対策〉

- (1) 令和4年7月～ 所定外労働の現状を把握
- (2) 令和4年8月～ 検討開始及び従前から実施のノー残業デーの継続
- (3) 令和4年10月～ 管理職への研修及び職員への周知